

## 第1章 津波避難計画の目的等

### 1 背景及び目的

#### (1) 背景

太平洋に面する本市では、1960年（昭和35年）のチリ地震津波や1968年（昭和43年）の十勝沖地震津波など、津波により大きな被害を受けているが、2011年（平成23年）に発生した東北地方太平洋沖地震とそれによって引き起こされた巨大津波による東日本大震災では、太平洋沿岸における広い地域に未曾有の被害をもたらした。本市においても、沿岸地域を中心に甚大な被害を受けた。

国は、東日本大震災を踏まえた津波災害対策の検討に当たり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下「L2津波」という。）と、この最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下「L1津波」という。）の二つのレベルの津波を想定することを基本とした。

青森県は、平成24年10月に「L2津波」の津波浸水想定図、平成25年3月に「L1津波」津波浸水予測図を作成した。

その後、青森県は、国が令和2年4月に公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえ、「L2津波」の想定を見直し、令和3年5月に新たな津波浸水想定を設定・公表した。

県が公表した新たな津波浸水想定では、これまでの想定に比べて浸水域が約1.4倍に拡大したほか、津波の到達時間も早くなっていることから、本市における津波避難計画についても見直しを行うものである。

#### (2) 目的

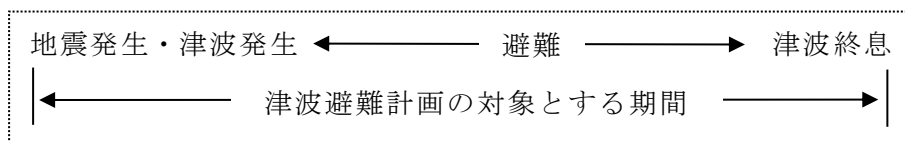
この計画は、津波から命を守るため、迅速かつ円滑に避難することを念頭に、ソフト面の津波対策である避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等について、二つのレベルの津波を想定し定めるものである。

### 2 記述・適用範囲

#### (1) 記述範囲

この計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間を対象として記述する。

また、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練等、迅速な避難を行うため、事前に準備する事項について併記する。



#### (2) 適用範囲

避難対象地域における、全ての居住者、事業者、就学者、観光客、通過者等（以下、「避難者」という。）の避難に適用する。

#### (3) 関連文書

本計画の改定（令和4年11月）のため、参照した文書、又は関連する文書は別紙1のとおりである。

### 3 計画の見直し

本計画は、津波防災対策の実施や社会条件の変化、津波浸水想定の変更等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

### 4 計画の位置付け

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第9条第2項に基づく計画であり、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所や避難経路等、住民の迅速かつ円滑な津波避難を確保するために必要な事項を定めたものである。

また、本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に基づく、地震防災対策を推進する必要がある「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。そのため、同法第5条第2項の規定に基づき、本市の災害対策の大綱を定める「八戸市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」において、津波災害への対策を「第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」として定めている。本計画は、八戸市地域防災計画の「第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」で定めた事項のうち、津波からの避難に関してより具体的な事項を定めたものである。